

入 札 公 告

地方独立行政法人大牟田市立病院における手術用顕微鏡に係る一般競争入札を行うので、地方独立行政法人大牟田市立病院契約規程（平成22年規程第23号。以下「契約規程」という。）第6条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年 9月25日

地方独立行政法人大牟田市立病院
理 事 長 鳥 村 拓 司

1 担当課

〒836-8567 福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1

地方独立行政法人大牟田市立病院 総務課庶務担当

電話 0944-53-1061 E-mailアドレス somu@ghp.omuta.fukuoka.jp

2 一般競争入札に付する物品購入等の内容

(1) 物 品 名 手術用顕微鏡

(2) 規 格 次の機種とする。

カールツァイス OPMI Lumera 700

詳細は仕様書概要による。

(3) 数 量 1式

(4) 納入場所 地方独立行政法人大牟田市立病院 手術室

(5) 納入期限 令和8年 3月31日

(6) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) そ の 他 指定場所に設置すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「物品の販売 医療用機器類」の資格を得ている、若しくは大牟田市の令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、契約規程第4条第4項に規定する者に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については9を参照。）

4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。

5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和7年10月 2日（木）午後5時15分

(2) 提出場所 1に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（ファクシミリによるものは受け付けない。）

6 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和7年10月 7日（火）午前10時30分

地方独立行政法人大牟田市立病院 第2研究研修室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

7 入札の無効

この公告において申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び、地方独立行政法人大牟田市立病院物品購入等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 支払条件 後払いとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

9 その他

3（5）でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する更生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

（ア）事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係がある場合